

第14号様式（第8条関係）
（その1）

収支報告書（令和6年分）

（ 年 月 日開催パーティー分）

* 1～4は提出日現在の内容を記入

- ふりがな
- 政治団体の名称
 - 主たる事務所の所在地
 - 代表者の氏名
 - 会計責任者の氏名

じゅうみんしゅとうぐんまけんさんぎいんひれいくだいさんじゅうごしぶ

自由民主党群馬県参議院比例区第三十五支部

群馬県前橋市千代田町一丁目7番4号

釜薙 敏

有坂 拓

（受付印）



会計	繰越	検算	転記	〇	
②	②	④	⑤	⑦	⑧

※太枠内に必要事項を記入すること。

※該当箇所に ☒ を入れること。

政治団体の区分

- 政党
- ☒ 政党の支部
- 政治資金団体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☐ その他の政治団体
（資金管理団体を含む）
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☒ 2以上の都道府県の区域等
- ☐ 群馬県内

収支報告書作成担当者の氏名

臼井 留美

（電話連絡先）

027-212-5573

（選管使用欄）

番号

7.5.30

資金管理団体の指定の有無（12/31又は解散日現在）

☐ 有 ☒ 無

* 以下は「有」の場合のみ記入（「無」の場合は空欄）

公職の種類

（現・候）

資金管理団体の
届出をした者の
氏名

資金管理団体の指定の期間

* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

年 月 日 から
年 月 日 まで

国会議員関係政治団体の区分（12/31又は解散日現在）

* 国会議員関係政治団体以外の団体は空欄

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る
国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る
国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名

釜薙 敏

公職の種類

参議院議員

（現・候）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

* 年の途中で指定又は取消をした場合のみ記入

令和 6 年 9 月 12 日 から
令和 6 年 12 月 31 日 まで

【すべての団体が提出する様式】

- ・その年の収入・支出がともになかった場合でも、以下の様式を作成し、収支報告書として提出する必要がある。
(その1) 表紙 (その2) 収支の状況 (その17) 資産等の状況 (その20) 宣誓書

【表紙・収入に関する各様式の記載に関する注意事項】

(その1) 表紙

- ・政治団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者及び会計責任者の氏名は、収支報告書提出日時点の内容を記載すること。
- ・ただし、資金管理団体、国会議員関係政治団体に関する記載は、12月31日(又は解散日)現在となるので注意すること。

(その2) 上段 収支の総括表

- ・報告年における収入、支出の状況を漏れなく記載すること。
- ・「前年からの繰越額」は、前年の収支報告書の「翌年への繰越額」と一致している必要があるので、確認すること。

(その2)～(その12) 収入項目別金額の内訳

- ・その年にあった収入の分類について下表で確認し、その項目に応じて必要となる様式を作成すること。

項 目	内 容	収入があった場合に作成する様式
1 党費又は会費	個人が負担する党費又は会費(規約等で定めている金額)の合計金額及び納入した者の実人員 *「法人その他の団体」からのものは寄附扱い	(その2)
2 寄附	(1)個人 個人からの寄附	自動車・事務所・労務等の無償提供や物品は、金額に換算して計上する。 (その2)(その7) 【該当する場合のみ】 寄附のあつせん(その8) 政党匿名寄附(その9)
	(2)特定寄附 政治家自身が、政党から受けた政治活動に関する寄附を、自分の指定する資金管理団体に寄附するもの	
	(3)法人その他の団体 法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む寄附	
	(4)政治団体 設立届出のある政治団体からの寄附(本部又は支部から供与された交付金は除く)	
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	政党及び政治資金団体が、街頭又は一般に公開される演説会もしくは集会において受けた1,000円以下の寄附 機関紙や機関雑誌の発行収入、政治資金パーティー開催収入、催物の事業収入、会合等での臨時会費や新年会・忘年会の会費収入 具体的には「〇〇機関紙」・「〇〇を囲む会」・「〇〇講演会」等細分の上、事業名を記載	(その3) 【該当する場合のみ】 特定パーティー(その10) 政治資金パーティー(その11)(その12)
4 借入金	個人・金融機関等からの借入金	(その4) 【該当する場合のみ】 資産等の状況(その17)(その18)
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	本部から支部への交付金(還付金)、支部から本部への納付金又は支部(他都道府県を含む。)間の交付金の額 なお、政党助成法に基づく支部交付金による収入についてもこの欄に記載	(その5)
6 その他の収入	預金利子等、上記以外の収入	(その6)

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	-----A=B+C	10,000,000
(前年からの繰越額) *前年の収支報告書から転記	-----B	0
(本年の収入額)	-----C	10,000,000
支 出 総 額	-----D	105,581
翌年への繰越額	-----E=A-D	9,894,419

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	*会社や法人会員からの会費は[寄附]に計上	
金 額	-----	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	-----	人

(2) 寄 附	*本部・支部間の交付金は含まれない→(その5)に計上	
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附		(その7)に内訳を記載
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		(その7)に内訳を記載 ←
(ウ) 政治団体からの寄附	10,000,000	(その7)に内訳を記載
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	10,000,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		(その8)に内訳を記載
イ 政党匿名寄附		(その9)に内訳を記載
合 計 (ア + イ)	10,000,000	

政党(支部を含む)及び政治資金団体以外は法人その他の団体からの寄附を受けられない

(その7)

※寄附者の区分ごとに別業とすること。

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分 (該当するものに○)		1. 個人 2. 法人・その他の団体 ③. 政治団体	
寄附者の氏名(又は名称)	金 額	年 月 日		住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考	
日本医師連盟	10,000,000	6	12	27	東京都文京区本駒込三丁目40-13 ヴィラ東邦601	松本 吉郎	
こ の 頁 の 小 計	10,000,000	同一者(団体)からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについて、その寄附をした者ごとに名寄せして個別に記載すること。					
そ の 他 の 寄 附	0	5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上するが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載すること。					
合 計	10,000,000	遺贈 によってする寄附は、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目		金 額	備 考	
			うち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出（再掲）※	
1 経常経費	(1) 人 件 費	0		
	(2) 光 熱 水 費	0		
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0		
	(4) 事 務 所 費	70,931		
	小 計（経常経費の計）	70,931	0	
2 政治活動費	(1) 組 織 活 動 費	0		
	(2) 選 挙 関 係 費	0		
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア～エの計)	34,650	0	ア～エの計を記載
	ア 機関紙誌の発行事業費	0		
	イ 宣 伝 事 業 費	34,650		
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
	エ そ の 他 の 事 業 費	0		
	(4) 調 査 研 究 費	0		
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
	(6) そ の 他 の 経 費	0		
	小 計（政治活動費の計）	34,650	0	
合 計		105,581		

※「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金に係る支出は、
（その16）本部・支部間の交付金支出の内訳と対応

【支出に関する各様式の記載に関する注意事項】

- ・その年にあった支出について、下表により分類し、(その13)に計上した上で、計上した項目に対応する様式(その14～15)を作成すること。
- ・本部や支部に対して行った支出がある場合は、(その13)「備考」欄の各項目及び小計にその金額を再掲した上で、別途(その16)を作成すること。
- ・領収書の写しの添付を要する場合は、「支出の目的」「金額」「年月日」の印字が判別できるものを添付すること。

項	目	内	容	項目別区分(小分類)例	支出があった場合に作成する様式
1	経常経費	(1)人件費	政治団体の職員(機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。)に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当その他各種手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類	*総額のみ記載。内訳、領収書等は不要	(その13)
		(2)光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等	*項目別にさらに区分する必要はないが、支出が多い場合、任意に区分を設け、それぞれ別項としても構わない。	【資金管理団体】 【国会議員関係政治団体】 (その13) (その14) 項目毎に作成 本部又は支部に対する支出があった場合 →(その16)
		(3)備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、事務所用立札・看板、自動車(事務所用に限る。)等の備品の類及び事務用品、新聞、雑誌、ガソリン(事務所用自動車用)等の消耗品の類の購入費	(例) 光熱水費(電気代) 事務所費(家賃) 事務所費(通信費)	
		(4)事務所費	事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料、政治資金監査人の監査報酬その他これらに類する経費で、事務所の維持に通常必要とされるもの		
2	政治活動費	(1)組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費(選挙に関するものを除く。選挙に関するものは(2)の「選挙関係費」に計上する。)	大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費	【全団体】 (その13) (その15) 項目別区分毎に作成 本部又は支部に対する支出があった場合 →(その16)
		(2)選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞、選挙用資金その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費	公認推薦料、陣中見舞、選挙対策費	
		(3)機関紙誌の発行その他の事業費			
		ア 機関紙誌の発行事業費	機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費	給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料	
		イ 宣伝事業費	機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費(選挙に関するものを除く。選挙に関するものは(2)の「選挙関係費」に計上する。)	遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告費、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費	
		ウ 政治資金パーティー開催事業費	政治資金パーティーの開催に要する経費	会場借上費、記念品代、講演諸経費	
		エ その他の事業費	上記ア～ウ以外の諸事業に要する経費(参加者から会費を徴収して行う新年会、懇親会等が該当するときがある)	新年会開催費、講演会開催費、バザー開催費	
		(4)調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費	研修会参加費、資料費、書籍購入費、翻訳代	
		(5)寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に供与した交付金、負担金の類 ※選挙に関して支出される寄附は(2)の選挙関係費に計上	寄附金、賛助金、支部交付金、負担金	
		(6)その他の経費	借入金返済、貸付金等上記(1)～(5)に分類できない政治活動に要する経費や、労務の無償提供のような「金銭以外のものによる寄附相当分」。	借入金返済、貸付金	

(その14)

※国会議員関係政治団体又は資金管理団体として指定されていた期間に行った支出について記載すること。

※項目ごとに別業とすること。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 (該当するものに○)		(2)光熱水費		(3)備品・消耗品費		(4)事務所費	
支 出 の 目 的	金 額	年	月	日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考		
電話料金	27,954	6	12	2	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70			
臨時電話設置工事	28,600	6	12	6	株式会社群電	群馬県前橋市大渡町1-19-6			
この頁の小計	56,554	1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出）を記入。（領収書等の写しを添付）							
その他の支出	14,377	←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出）を合計した額を記入。							
合 計	70,931								

(その15)

※項目別区分ごとに別業とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当するものに○) (1)組織活動費 (2)選挙関係費 (3)ア.機関紙誌の発行事業費 (イ) 宣伝事業費 ウ.政治資金パーティー開催事業費 エ.その他の事業費 (4)調査研究費 (5)寄附・交付金 (6)その他の経費					
		(宣伝広報費) ←項目別区分(小分類)を記入(その13裏面又は要領参照)					
支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考		
看板製作費	34,650	6 12 6	株式会社アサヒ商会	群馬県高崎市問屋町2-8-2			
この頁の小計	34,650	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円を超える支出)を記入。(領収書等の写しを添付)					
その他の支出	0	←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体にあつては、1件当たり1万円以下の支出)を合計した額を記入。					
合 計	34,650						

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

*すべての項目について「有」又は「無」に ☒ を入れること。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

*「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を（その18）に記載すること。

【各様式の記載に関する注意事項】

(その17)資産等の状況

- ・下表に掲げる資産について、12月31日(又は解散日)現在における、政治団体としての所有の有無を記載すること。
- ・「有」の項目については、その項目毎に(その18)を作成すること。(その18)の「摘要」「備考」欄には下表に示した事項を記載すること。

項 目 別 内 訳	「摘要」記載事項	「備考」記載事項
ア 土地	土地の所在地	土地の面積
イ 建物	建物の所在地	建物の床面積
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	所在地及び地上権又は賃借権の別	面積
エ 動産	取得価格が100万円を超えるものの品目 (例)「自動車」、「応接セット」	品目の数量
オ 預金又は貯金 * 普通預金(貯金)等は含まれない	(定期預金等の)「残高」	—
カ 金銭信託	「金銭信託」	—
キ 有価証券	金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券 (金銭信託の受益証券及び受益権を除く。)の種類 (例)「国債」	銘柄及び数量 (例)「〇年〇月〇日発行10年国債(100万円)」
ク 出資による権利	出資先 (例)「〇〇合名会社」、「〇〇合資会社」	—
ケ 貸付金	貸付先ごとの残高が100万円を超えるものの貸付先	—
コ 敷金	支払われた金額が100万円を超える敷金の支払先	—
サ 施設の利用に関する権利	取得価格が100万円を超える施設の利用に関する権利の種類 (例)「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」	対象となる施設名 (例)「〇〇カントリークラブ」 「〇〇会員制スポーツクラブ」
シ 借入金	借入残高が100万円を超えるものの借入先	—

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

* 添付したものに ☒ を入れること。

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| ☒ | 1 領収書等の写し |
| ☐ | 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。） |
| ☒ | 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。） |

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 5 月 26 日

政治団体の名称 自由民主党群馬県参議院比例区第三十五支部

会計責任者の氏名 有坂 拓



代表者の氏名
(解散時のみ記入)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監査報告書

令和7年5月17日

自由民主党群馬県参議院比例区第三十五支部

代表 釜谷 敏 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第3501号

研修終了年月日 平成22年3月26日

福田 浩典

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党群馬県参議院比例区第三十五支部の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、自由民主党群馬県参議院比例区第三十五支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

自由民主党群馬県参議院比例区第三十五支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、自由民主党群馬県参議院比例区第三十五支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上